

柔道整復師にかかるとき

接骨院・整骨院など柔道整復師で施術を受けるときも、本来は立て替え払いの扱いとなります。しかし、受領委任の協定を結んでいる柔道整復師については、柔道整復師が払い戻しの請求を行うことが認められるため、医療機関にかかるのと同じように、保険証を提出すれば、自己負担分のみの支払いで施術を受けられます。

こんなことにご注意ください

- 健康保険が適用されるのは、骨折、脱臼、打撲、捻挫、肉離れに関する施術です。また、骨折または脱臼については、応急手当の場合を除き医師の同意が必要です。
- 柔道整復師が払い戻しの請求をするためには、必ず請求書に利用者の署名が必要になります。その際、きちんと請求書の内容を確認したうえで署名をするようにしてください。

先進医療等で差額を負担するとき

保険外併用療養費

大学病院などで、将来的に保険給付の対象としかどうかの評価が必要な先進医療を受けたときの「先進医療部分の費用」や、保険導入を前提とはせず、前歯の治療に特別な材料を使ったときなどの「差額分」について

は、自己負担となります。

しかし、診療・検査・投薬・入院などの一般診療分（基礎部分）については一部負担金を除き、「保険外併用療養費」として健康保険から給付されます。

先進医療を受けるとき

保険適用外の先進的な医療技術を受けた場合、医療費の全額が自己負担となりますが、安全性や有効性など一定の条件を満たしていれば、「先進医療」として保険との併用が認められ、診察など一般の治療と共通す

る部分の費用は健康保険の給付対象となり、自己負担が軽減されます。

なお、先進医療の医療技術は、厚生労働省が定めた基準を満たした医療機関でのみ受けることができます。

保険収載前医薬品の投与を受けるとき

薬事法上の承認を受け、薬価基準への収載を希望している医薬品の投与を受けた場合、その医療機関また

は保険薬局が定める「特別料金」を患者が負担します。ただし、承認後90日以内に行われた投与に限られます。

入院で個室などに入るとき

健康保険で入院する場合、病室は一般室です。しかし、個室など特別な療養環境に入院することを希望した場合、その医療機関が定める室料差額は患者が負担しま

す。この場合も、診察、検査、投薬等一般診療と共通する部分については、健康保険が適用されます。

特別な材料で歯の治療を受けるとき

前歯の治療に金合金など健康保険で認められていない材料を使用したときや金属床による総義歯を希望するときは、保険材料との差額を負担すれば、技術料など一般診療と共通する部分は健康保険が適用されます。

その場合は、上下各6本の前歯の鑄造歯冠修復（金属をはめこむ）と前歯の歯冠継続歯（つぎ歯、さし歯）に金合金、白金加金を使用するときだけ適用されます。

（P.55「歯の治療を受けるとき」参照）

その他の保険外併用療養費の対象となるもの

200床以上の病院の初診

病院が定めた初診料（特別料金）は全額自己負担。ただし、他の医療機関から文書による紹介状を受けた場合や、緊急時などやむを得ない事情がある場合には、通常の初診と同様に一部負担金のみを支払えばよいことになっています。

患者申出療養

患者の申出に基づいて厚生労働大臣が定める高度の医療

時間外診察

180日超の長期入院基本料金等の15%

予約診察

200床以上の病院の再診